

令和6年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要

地方公共団体名【町田市】

令和6年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)

連絡協議会の構成委員

- (1)市内日本語教師養成課程設置大学(国士館大学、桜美林大学)
- (2)市内都立高等学校(都立町田高等学校定時制)
- (3)町田にほんごスクールネット(日本語指導団体)
- (4)町田国際交流センター
- (5)市立小・中学校(代表者1名ずつ)
- (6)町田市教育センター(教育委員会)

2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営
町田市日本語指導連絡協議会を設置し、協議会を2回開催。

主な協議内容は、町田市における日本語指導を必要としている児童・生徒の状況、町田市の日本語指導の取組、町田市版日本語指導の手引き作成や、令和7年度に向けての検討。

(2)学校における指導体制の構築

市内小・中学校に対して、日本語指導の取組について周知をし、日本語指導についての理解を推進。

関係者連絡会を開催し、小学校・中学校教員、日本語指導補助者との連携を深めた。

関係者連絡会の講師として、市内の都立町田高等学校定時制課程教員(連絡協議会委員)による講演も実施。小学校・中学校教員(42名)、日本語指導補助者(42名) 合計84名が参加。

年2回学校の教員向けに日本語指導に関する研修動画を配信し、日本語指導への理解・校内支援体制の構築を推進。町田市における日本語指導を必要としている児童生徒の増加状況、町田市の日本語指導の取組、学校が活用できる教材、マルチメディアデイジタル教科書、全校1台ずつ配備した小型AI翻訳端末活用の紹介等。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

教育委員会、児童生徒在籍校校長、教員及び日本語指導補助者と連携し、「特別の教育課程」の編成、個別指導計画の作成・活用による計画的な日本語指導を開始。

(4)成果の普及

町田市教育センター公式ホームページ等において、日本語指導の取り組みについての情報を発信。年度末に、次年度に向けてより具体的な取組を提示。簡易的な日本語指導の案内を作成し、転入手続きをを行う市役所の窓口でも日本語指導の取組を紹介。市内小・中学校に対しても、町田市の取組を周知した。

(7)ICTを活用した教育・支援

令和6年7月に、小型のAI翻訳端末を、全ての町田市立小・中学校(62校)に1台配備し活用を開始。

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

日本語による日本語指導補助者(直接法)の派遣に加え、9月より母語による日本語指導補助者(間接法)の派遣を開始した。本人だけでなく保護者も日本語に全く馴染みのない場合は、面談時に通訳の派遣も実施。

日本語指導補助者の指導技術の向上に向けて、研修を実施。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

本市における日本語指導に関する関係者・関係機関のネットワークが構築されたことが最大の成果。市内の小学校、中学校、高等学校、大学と、地域の関係機関が連携することで本人・保護者への支援も期待できる。今後は具体的な連携の在り方について検討し推進していく。

(2) 学校における指導体制の構築

市内小・中学校に対して日本語指導を必要としている児童生徒についての認識が着実に高まった。関係者会議は、児童生徒の担任等小・中学校の教員と日本語指導補助者が一同に会し、情報を共有したり、共に日本語指導について考えたり、連携を深める重要な機会となった。効果的な日本語指導につながることが期待できる取組となった。動画配信等で、学校における日本語指導体制の充実に向けた取組の情報発信を始めているが、校内の支援体制は、まだ十分なものとは言えない。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

「特別の教育課程」を編成し、日本語指導を行うことで、以前より計画的な日本語指導を行うことができてきている。的確な特別の教育課程の編成、個別指導計画の作成及び運用のために、児童生徒のアセスメントを向上させるための研究を継続していく。

(4) 成果の普及

町田市の日本語指導の取組をホームページへ掲載することで、日本語指導を受けたいという相談も来ている。窓口での案内プリントは、複数の言語での紹介ができるように取り組んでいく。

学校に対しても成果を発信することで、日本語指導を必要としている児童生徒への認識が更に高まった。

(7) ICTを活用した教育・支援

小型のAI翻訳端末を全ての小・中学校に導入することで、児童生徒だけでなく、日本語指導に全く馴染みのない保護者ともコミュニケーションをとりやすくなった。小型のため活用場面も幅広く、校外や動きのある場面でも有効に活用できている。一方で、翻訳機のみに頼ってしまい、日本語を積極的に習得しない状況も起りうるとの報告も聞いているため、有効に活用できるように使用方法についても検討をしていく。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

従来と同じように直接法の日本語指導補助者を派遣して、小中学校と連携して日本語指導を必要としている児童生徒への支援が実施できた。母語による日本語指導補助者(間接法)を導入したことにより、日本語指導にもすぐに集中して取り組むことができ、初期支援としてサバイバル日本語の効果的な習得に結びついた。日本語に全く馴染みのない保護者との面談の際に、通訳を派遣することで、保護者とのコミュニケーションがスムーズに進んだ。

本事業で対応した幼児・児童生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	(人園)	126人 (36校)	23人 (12校)	(人校)	(人校)	(人校)	(人校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		110人 (36校)	21人 (10校)	(人校)	(人校)	(人校)	(人校)

4. その他(今後の取組予定等)

連絡協議会において、より具体的な取組・連携を計画し、実施していく。

令和7年度から日本語加配教員が配置されることから、連携を図り、日本語指導における校内支援体制の構築に向けた好事例となるような取り組みとしていきたい。

特別の教育課程を編成、個別指導計画の作成・活用を通して、学校と日本語指導補助者が連携をした計画的な日本語指導体制もすすめていく。成果の周知、ICTの活用は、引き続き積極的に推進していく。

日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣は、令和6年度に有効であるとの認識をしており、令和7年度は4月から実施をする。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになつても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。